

難問事案のさばき方 part II

本会税法研究所の主任研究員や、法科大学院の講師などを永く務められている山田俊一氏をお招きして、研修会を下記の要領で開催いたします。

税務は企業や家庭で生じる出来事を、所得・法人税法などの実体法に当てはめ、課税されるか否か、費用となるのか否を決め、具体的な納税額を算出する作業といえます。このような日常の実務のなかで、経験したことのない事案に出会うことがあります。さあ、どうしようか、どのように対処すれば良いかを決めなければなりません。期限の問題もあり、実務家にとって悩ましいところです。このようなときの解決の指針や、考え方をお話しいたします。

主なテーマは以下の項目で、午前午後を通じて、講師の10年以上にわたる税務相談回答の経験と、その裏付けとなる判例法理を踏まえて、わかりやすい解説をお願いしています。

【 演習項目の予定 】

- ① 物納申請した土地に、土壌汚染があることが判明した、物納できるか、すでに申告した相続税はどうなるのか。
- ② 顧客が左前となり事業再生を図ることとなり、多額の債務免除益が生じるが、これに課税されると再生は困難となる。どのように対処すればよいのか。

③ 経営権の掌握のため、従業員が所有する株式を自己株式として会社にて買い戻したい。各従業員個別に価格交渉を行う予定であり、高値、安値となる場合も想定される。会社と従業員の課税関係はどうなるか。

④ 年老いた親を介護し、成年後見人でもある子が、被相続人の意に反して自ら費消した金員は、相続財産を構成し、課税の洗礼を受けるか、否か。

※上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

講師：税理士 やまだ しゅんいち 山田 俊一 氏

本会税法研究所主任研究員・組合有料税務相談所相談員・横浜商工会議所税制改正要望委員会委員
早稲田ロースクール租税法講師・第58～60回税理士試験委員

＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 平成27年7月13日(月) 10時00分～16時00分(受付開始 9時30分)
2. 会 場 税理士会館8階 会議室(下記案内図参照)
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名10,000円(昼食付き)
4. お申込方法 下記振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講料は発行いたしませんので、当日は郵便局の払込票兼受領証を受付にお持ちくださるようお願いいたします。
※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。
※キャンセルにつきましては研修日2週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)
※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(原寸大コピー可)をご持参ください。

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。